

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大鱒町長 山田年伸

市町村名 (市町村コード)	大鱒町 (23621)
地域名 (地域内農業集落名)	大鱒① (大鱒、宿川原、森山、八幡館・鯖石)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

森山地区を除き、全ての地区で担い手が不足している。地区全体で樹園地は傾斜地に多くあり、日照時間が短く耕作条件が悪いが、水田は平野部に多いため耕作条件が良い傾向にある。水田においては担い手の確保が比較的難しくないが、樹園地の担い手確保には大幅な時間を要することが見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

限られた担い手が効率的に農地を集積しつつ、水稻、大豆、りんご、トマトの作付を各地区共通で行うものとする。活用が困難な農地について、今後検討を重ねる必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作条件が良い農地を担い手が積極的に集積を行う。森山地区以外の山間部にある樹園地については、活用が困難な農地や耕作放棄地が多いため、農地以外として活用することを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
山間部にある農地は日照時間が短く、水はけが悪い等耕作条件が悪いため、担い手への積極的な集積は行わないものとする。同様に、団地化するにあたり十分な農地の確保が困難であることから、積極的な団地化は行わず、集積可能な農地を担い手へ集積することを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積が困難な農地において、農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクへの貸付を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外を問わず、多様な経営体の育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害による耕作意欲の低下を防止するため、猟友会と連携し罠等の設置や追い払い等の対策を行う。
- ③高収益作物(野菜)の作付において、自動灌水装置等によるスマート農業の導入を検討する。
- ⑦農地としての活用が困難な農地の活用方法については、今後検討を重ねる。